

「能力評価（レベル判定）結果通知書」を提出できなかった建設業者からの再審査の特例の取扱いについて

1 再審査の実施について

(1) 概要

各許可行政庁における経営規模等評価に係る審査に当たっては、能力評価の結果を証する書面等が必要であるところ、当該評価の結果は、従来、国土交通省が保有・運用する「レベル判定システム」により通知され、同システムから「能力評価（レベル判定）結果通知書」として出力することが可能となっております。

しかしながら、当該システムは令和3年6月16日より運用を停止し、各建設技能者は、自身が受けた評価の結果を証明する書面等を入手することができない状況となっております。

このため、令和3年6月16日以降に経営規模等評価を申請した建設業者の中には、その職員である建設技能者について能力評価の結果の通知を受けていたにもかかわらず、経営規模等評価の申請の際に、当該評価の結果を証する書面等を提出することができなかった者が一定数存在します。

こうした状況を踏まえ、令和3年6月16日以降に経営規模等評価の申請を行った建設業者であって、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度終了の日以前に当該建設業者の雇用する建設技能者が能力評価基準による評価を受けていたものの、当該申請の際に、「技術的能力」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」に係る審査に必要な、能力評価の結果を証する書面等の写しを提出することができなかった者から建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の28に基づく経営規模等評価の再審査の申立てがあった場合、第20条第1項の規定の適用については、同項中「法第27条の27の規定による審査結果の通知を受けた日から30日以内」とあるのは、「令和4年4月26日まで」としその申立てに応じることとします。

(2) 注意点

- ・(1)以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。

2 再審査の申し立て方法

(1) 対象建設業者

令和3年6月16日以降に経営規模等評価の申請を行った建設業者であって、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度終了の日以前に当該建設業者の雇用する建設技能者が能力評価基準による評価を受けていたものの、当該申請の際に、「技術的能力」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」に係る審査に必要な、能力評価の結果を証する書面等の写しを提出することができなかった建設業者

(2) 「レベル判定システム」運用停止に伴う影響範囲

- ・知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（項番62）
- ・技術職員名簿（項番82）

有資格区分コード703	レベル3技能者
有資格区分コード704	レベル4技能者

(3) 実施方法

再審査の申立ては、審査会場で対面方式による書類審査を本審査員（県庁職員）が実施します。

郵送による受付はできません。

手数料は無料

(4) 受付日程

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の28に基づく経営規模等評価の再審査の申立てがあった場合、第20条第1項の規定の適用については、同項中「法第27条の27の規定による審査結果の通知を受けた日から30日以内」とあるのは、「令和4年4月26日まで」としその申立てに応じることとします。

令和4年1月から3月の指定日（次表）に書類の審査及び受付を行います。審査日については、申請者の決算月による指定はいたしませんので、都合のよい日程に御来場ください。

（予約不要）

再審査は、通常の日程に審査日に受け付けますが、都合により令和4年1月から3月の指定日（次表）において来られない方は、県庁建設業課で受け付けしますので、あらかじめご連絡ください～令和4年4月26日）。

審査会場	日程
下田土木事務所	2月14日（月）
熱海土木事務所	1月26日（水）、2月18日（金）
沼津土木事務所	1月21日（金）、2月25日（金）
富士土木事務所	1月24日（月）、2月28日（月）
静岡土木事務所	3月4日（金）
島田土木事務所	2月21日（月）
袋井土木事務所	2月9日（水）
浜松土木事務所	1月19日（水）、3月2日（水）

(5) 再審査の受付時間

9：00～15：00（12:00～13:00を除く）

（9：00～10：00、13：00～14：00は比較的すいています。（下田土木事務所を除く））

※下田土木事務所の受付時間は、10:30～14：30（12:00～13:00を除く）

(6) 提出書類・提示書類

○提出書類（正・副1部ずつ）

	提出書類	注意事項
①	経営規模等評価再審査申立書 (様式第25号の14)	○必ず提出 ・通常の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」と同一の様式です。 ・申請等の区分05は「4」の再審査を入力 ・経営状況分析結果通知書は不要です。 ・項番08から14について、前回申請時から変更がある場合は、変更届（写）を掲示すること。
②	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (様式第25号の11別紙一)	○必ず提出 ・前回申請と同様の内容で作成
③	技術職員名簿 (様式第25号の11別紙二)	○必ず提出 レベル3技能者⇒有資格区分コード703 レベル4技能者⇒有資格区分コード704 が再審査の対象になります。

④	その他の審査項目（社会性等） （様式第25号の11別紙三）	○必ず提出 ・項番62が再審査の対象になります。
⑤	技能者名簿（様式第5号）	○必ず提出 ・技能者名簿（様式第5号）の「レベル向上欄」、「控除対象」欄に○を記入した技能者の常勤性確認書類（技術職員名簿に記載の者を除く）
⑥	能力評価（レベル判定）結果通知書の写し	○必ず提出 ・グラウト技能者能力評価基準及び硝子工事技能者能力評価基準による評価については、令和3年12月27日現在において、各能力評価実施機関における能力評価関係事務が再開されていない状況にあるため、これらの能力評価基準による評価の結果を証する書面等の再発行を希望する者については、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課建設キャリアアップシステム推進室まで相談してください。

○審査会場に持参し提示する書類

	提出書類	注意事項
①	経営事項審査審査結果通知書（旧結果通知書）（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・「審査結果の通知番号」は、旧結果通知書の中上の「行政庁記入欄」に記載された番号（「22-00××××」と表示された番号）を記入してください。 ・「審査結果の通知の年月日」は、旧結果通知書の通知年月日（※結果通知書の右上に表示）を記入して下さい。 ・「再審査を求める事項」は、「レベル判定システム」の運用が令和3年6月16日から一時的に停止」と記入してください。 ・「再審査を求める理由」は、「経営規模等評価の申請の際に、システムの運用が一時的に停止しており、当該評価の結果を証する書面等を提出することができなかった」と記入してください。
②	再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書一式」（控）	建設業課の受付印が押印してあるもの
③	職員名簿	